

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たる翌日が休日には、そのときと同日)

告 示

鳥取県告示第九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、気高郡気高町長から同町の区域内に次のとおりあなたに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年二月二日

鳥取県知事 石 二 朗

あらたに生じた土地の位置	あらたに生じた土地の面積
氣高町大字八束水字中船戸屋敷一、六四二か ら一、六五一内一までの地先	一、二五三平方メートル

鳥取県告示第九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、気高郡気高町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年二月二日

鳥取県知事 石 二 朗

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和四十五年三月十日現在の地番による。)
大字八束水字中船戸屋敷	大字八束水字中船戸屋敷の全域及び大字八束水字中船戸屋敷一、六四二から一、六五一内一までの地先

鳥取県告示第九十七号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十六条の二の規定に基づき、鳥取県行政書士会の会則の変更を次のとおり認可したので、行政書士法施行規則（昭和二十六年総理府令第五号）第十八条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(一) 応募資格

変更の内容
行政書士会の会員が納付する会費の額を現行月額三百円から月額五百円に改めるものである。

鳥取県告示第九十八号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第一百七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十五年度第三次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間並びに試験期日及び試験場等を次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(二) 試験科目
採用予定月の一日現在で十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(一) 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十六年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(二) 国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日

鳥取市鍛治町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市加茂町一丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

四 その他

- (一) 募集期間
昭和四十六年三月三十一日まで
- 二 試験期日
昭和四十六年二月二日
- 三 次に掲げる日以外の日とする。

00232

(第三種郵便物認可)

指定年月日	名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指定年月日
昭和四十六年 一月六日	荒川耳鼻咽喉科医院	米子市東福原御 建通大境八四一	耳鼻咽喉科、 気管食道科	荒川雄司	

鳥取県告示第百号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年二月二日

名 称	所 在 地	鳥取県知事	石 破 二 朗	廢 止 年 月 日
小松 医院	八頭郡智頭町智頭 婦人科 内科、外科、産科	昭和四十五年十一月二十一日		

鳥取県告示第百一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指定年月日
星野 医院	鳥取市田島字大 の二	外科、整形外科、 脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、胃腸科	星野 信敏	昭和四十六年 一月十六日

小谷薬品 株式会社	鳥取市吉方町二 丁目五二一の三	内科、小兒科、胃腸科	安田 稔	昭和四十六年 一月二十六日
		代 小谷大二 表取締役		

鳥取県告示第百二号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、豚丹毒予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和四十六年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚丹毒発生予防のため
- 二 実施する区域 米子市、境港市及び西伯郡
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後五十日未満のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期間 昭和四十六年二月六日から三月三十一日まで
- 五 検査の方法 豚丹毒予防液皮下注射

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定に

より、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十六年二月二日

選挙管理委員会告示

鳥取県知事 石破二朗

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東伯郡北条町大字松神字鷺取四六八、四六九の二、四七〇の二、四七一、四七二、字沖浜一〇六一、字灘山一二二九、一二三三、一二三八、一二四三の二、一二四四の二、字西灘山一二六四、一二六五の四
- 二 保安林として指定された目的
- 三 風害の防備
- 四 解除の理由
- 五 指定理由の消滅

鳥取県告示第二百四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年一月二十六日から用途

廃止した。

昭和四十六年二月二日

鳥取県知事 石破二朗

(平面
面積メートル)
用途

日野郡江府町大字江尾字宮ノ前一九四三ノ一番地先から
"
一九四四ノ三番地先まで

表中

七十九

倉吉市巣城八六番先(单路)

押ボタン式

を

鳥取県選挙管理委員会告示第二号

昭和四十五年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は次のとおりであるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年二月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

章

鳥取海区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三、四四人

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号（信号機の設置場所について）の一部を次のように改正し、昭和四十六年二月一日から施行する。

昭和四十六年二月一日

鳥取県公安委員会委員長 出村範一

七十九

倉吉市巣城八六番先(單路)

押ボタン式

八十

米子市東福原七〇一番一先(單路)

押ボタン式

八十一

米子市道笑町四丁目五番二〇先(單路)

押ボタン式

八十二

米子市博労町四丁目三六〇番先(單路)

押ボタン式

八十三

米子市車尾一、三五八番一先交差点(十字路)

(定周期式)
(多段式)

八十四

東伯郡北条町大字下神一九三番一先交差点(十字路)

(定周期式)
(多段式)

鳥取県公安委員会告示第八号
 道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号)の一部を次のように改正し、昭和四十六年二月二日から施行する。

昭和四十六年二月二日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

別表第五の二の7を次のように改める。

7 " 三六〇番先

一 信号機設置

別表第五の二中79を削り、80から82までを一ずつ繰り上げ、81の次に82として次のように加える。

に改める。

5 " 一二〇番三先

一 郡家警察署前

6 別表第五の八の35を次のように改める。

7 一九三番一先十字路

四 下北条駅入口

8 別表第五の九の36を次のように改める。

9 四五番五先

一 岸本中学校入口

10 別表第八の九の5を次のように改める。

11 同町大字西原一、一三五番六先ま
での間

一、五三〇

12 別表第十の二中53及び54を削り、55から103までを二ずつ繰り上げ、101の
次に102として次のように加える。

13 102 "

14 別表第十の二中104から138までを一ずつ繰り上げる。

15 別表第十の八中14及び15を削り、16を次のように改める。

16 北条町大字北尾九四番四先 山田石油店前十字路南側

17 別表第十一の二の38及び39を次のように改める。

82 " 八八番先十字路

四 信号機設置

96 " 一、三五八番一先十字路

三 信号機設置

別表第五の六中87を88とし、5から86までを一ずつ繰り下げ、4の次に

5として次のように加える。

5 " 別表第五の八の35を次のように改める。

四 信号機設置

38	市道立町三、四丁目通り線	立町四丁目一六四番 先から同地内四一番	100	"	"
39	市道電通裏一 号線	角盤町一丁目二〇番 先から同地内六〇番	100	"	"
7	"	先までの間	"	"	"

別表第十一の九の6の次に7として次のやうに加へる。

大山町佐摩三八八番
一先から同地内三七
三番先までの間 1110 車幅

公 告

あん摩マツサージ指圧師、ほり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項に規定するあん摩マツサージ指圧師、ほり師及びきゅう師試験を次のとおり実施する。

昭和46年2月2日

鳥取県知事 石 破 一 期

- 1 試験の日時

学科試験 昭和46年2月24日午前9時から
実地試験 昭和46年2月25日午前9時から
- 2 試験の場所 鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂
- 3 受験願書の提出期限
昭和46年2月12日(郵送の場合は、昭和46年2月12日までの消印のあるものは、有効とする。)

4 その他受験についての詳細は、鳥取県厚生部医務課へ問い合わせること。